

総務文教常任委員長報告

(R 6. 7. 1)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

総務費では、ふるさと納税寄付額50億円達成に向け、先進地における職員研修を受講するための、人事管理経費の増額補正、

基幹業務支援システム等において、国が策定する標準仕様に^{じゆんきよ}準拠したシステムへの移行などのための、電算管理経費の増額補正、

地理的・文化的に日本に近い台湾との市民交流を目指し、^{かぎ}嘉義市など台湾各地の視察を行うための、国際交流経費の増額補正、

消防費では、亀岡市消防団本梅分団に対し亀岡市長表彰「優秀表彰まとい」を授与するための、非常備消防経費の増額補正、

教育費では、小・中・義務教育学校の児童生徒が、「アルゼンチン国立青少年交響楽団来日公演」に招待され、文化体験の充実を図ることから京都スタジアムまでの送迎バスを借上げるための、教育研究会等経費の増額補正、

新博物館の整備に向けた基本計画を策定するための、博物館整備事業経費の増額補正 などがあります。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、博物館整備事業経費の執行にあたっては、博物館建設予定地の調査を的確に実施すること、亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想に掲げられる理念を実現するために、慎重な検討を重ね基本計画を策定すること、それら調査・検討結果を適宜議会に報告されたい、とするものです。

次に、**第2号議案 亀岡市不当要求行為等対策条例の制定**については、市に対する不当な要求行為等に対し、統一的な対応を行い、未然に発生を防止する体制を整備することで、法令を遵守した公正な職務の執行を確保しようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第3号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正**については、行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う規定整備及び事務手続の簡素化、並びに利便性の向上のため、個人番号を市が独自に利用する事務について、条例に規定するものであります。

採決に先立ち、マイナンバーカードの作成が任意であるにもかかわらず、こども医療費助成に係る事務に対して、マイナ保険証を使わざるを得ない状況にあることに矛盾を感じ、反対するとの反対討論がありました。

一方、マイナンバーカードを使用される方にとって、適切な行政サービスが受けられるように環境整備を整えるための条例改正であることから、賛成するとの討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案 石田梅岩記念館設置条例の制定**は、亀岡市が輩出した石門心学せきもんしんがくの祖石田梅岩そを顕彰し、市民の生涯学習の実践活動や地域のにぎわい創出を図るため、生誕地である東別院町に石田梅岩記念館を設置するものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査の経過概要とそ

の結果を報告いたします。

受理番号1、**地方自治法改正に関する請願**について、その趣旨は、第213回国会で審議の「地方自治法の一部を改正する法律案」について、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれており、拙速に進めることのないよう意見書を採択し、内閣総理大臣、総務大臣等に提出することを求めるものであります。

審査では、請願者からの意見陳述の機会を設け、それに対する質疑の後、委員間討議を行いました。

採決に先立ち、本改正法律案はすでに成立しており、今後、非常時には国の主導で統一的な政策が実行されるであろうことから、不採択とするとの反対討論がありました。

一方、請願の趣旨は、全国知事会の提言を踏まえ、今後において、適切な法の運用を求めるものであり、現段階で意見書を送付すべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成少数により不採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○新博物館、基本計画策定へ

一般会計補正予算
(第1号)可決
(全員賛成)

・博物館整備事業経費
350万円増
新博物館整備のため
の基本計画を策定する。

【主な質疑】

問 委託業務内容は。

答 検討委員会の資料作成や建設予定地の調査など基本計画策定の業務支援である。

問 検討委員会の回数。

答 年3回の予定。

○不当要求行為を組織で対応

亀岡市不当要求行為
等対策条例の制定
可決(全員賛成)

市に対する不当な要求行為等に対し、統一的な対応を行い、未然に発生を防止する体制を整備する。

問 今後のスケジュールは。

答 今年度に基本計画を策定、来年度に基本設計を考えている。

【指摘要望事項】

博物館整備事業経費の執行にあたっては、博物館建設予定地の調査を確に実施すること、亀岡市新資料館(仮称)整備基本構想に掲げられる理念を実現するため、慎重な検討を重ね基本計画を策定すること、それら調査・検討結果を適宜議会に報告されたい。

【主な質疑】

問 社会的常識を逸脱した行為とは。

答 詳細はマニュアルに定め、議会にも報告する。

問 電話に録音機能をつけてはどうか。

答 設備の変更が必要であり、検討する。

総務文教常任委員長報告

(R 6. 7. 1)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

総務費では、ふるさと納税寄付額50億円達成に向け、先進地における職員研修を受講するための、人事管理経費の増額補正、

基幹業務支援システム等において、国が策定する標準仕様に^{じゆんきよ}準拠したシステムへの移行などのための、電算管理経費の増額補正、

地理的・文化的に日本に近い台湾との市民交流を目指し、^{かぎ}嘉義市など台湾各地の視察を行うための、国際交流経費の増額補正、

消防費では、亀岡市消防団本梅分団に対し亀岡市長表彰「優秀表彰まとい」を授与するための、非常備消防経費の増額補正、

教育費では、小・中・義務教育学校の児童生徒が、「アルゼンチン国立青少年交響楽団来日公演」に招待され、文化体験の充実を図ることから京都スタジアムまでの送迎バスを借上げるための、教育研究会等経費の増額補正、

新博物館の整備に向けた基本計画を策定するための、博物館整備事業経費の増額補正 などがあります。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、博物館整備事業経費の執行にあたっては、亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想に掲げられる理念を実現するために、慎重な調査・検討を重ね、建設場所の選定を含めた基本計画を策定すること、それら調査・検討結果を適宜議会に報告されたい、とするものです。

次に、**第2号議案 亀岡市不当要求行為等対策条例の制定**については、市に対する不当な要求行為等に対し、統一的な対応を行い、未然に発生を防止する体制を整備することで、法令を遵守した公正な職務の執行を確保しようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第3号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正**については、行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う規定整備及び事務手続の簡素化、並びに利便性の向上のため、個人番号を市が独自に利用する事務について、条例に規定するものであります。

採決に先立ち、マイナンバーカードの作成が任意であるにもかかわらず、こども医療費助成に係る事務に対して、マイナ保険証を使わざるを得ない状況にあることに矛盾を感じ、反対するとの反対討論がありました。

一方、マイナンバーカードを使用される方にとって、適切な行政サービスが受けられるように環境整備を整えるための条例改正であることから、賛成するとの討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案 石田梅岩記念館設置条例の制定**は、亀岡市が輩出した石門心学せきもんしんがくの祖石田梅岩そを顕彰し、市民の生涯学習の実践活動や地域のにぎわい創出を図るため、生誕地である東別院町に石田梅岩記念館を設置するものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査の経過概要とそ

の結果を報告いたします。

受理番号1、**地方自治法改正に関する請願**について、その趣旨は、第213回国会で審議の「地方自治法の一部を改正する法律案」について、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれており、拙速に進めることのないよう意見書を採択し、内閣総理大臣、総務大臣等に提出することを求めるものであります。

審査では、請願者からの意見陳述の機会を設け、それに対する質疑の後、委員間討議を行いました。

採決に先立ち、本改正法律案はすでに成立しており、今後、非常時には国の主導で統一的な政策が実行されるであろうことから、不採択とするとの反対討論がありました。

一方、請願の趣旨は、全国知事会の提言を踏まえ、今後において、適切な法の運用を求めるものであり、現段階で意見書を送付すべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成少数により不採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○新博物館、基本計画策定へ

一般会計補正予算
(第1号)可決
(全員賛成)

・博物館整備事業経費
350万円増
新博物館整備のための
基本計画を策定する。

【主な質疑】

委託業務内容は。

検討委員会の資

料作成や建設予定地の
調査など基本計画策定
の業務支援である。

【問】 今後の委員会は。

【答】 年3回を予定し、
今年度に基本計画を策

○不当要求行為を組織で対応

亀岡市不当要求行為
等対策条例の制定
可決(全員賛成)

市に対する不当な要
求行為等に対し、統一
的な対応を行い、未然
に発生を防止する体制
を整備する。

定、来年度に基本設計
を考えている。

【意見】 道路改良との
関連や駐車場確保など

検討課題がある。

【指摘要望事項】

博物館整備事業経費

の執行にあたっては、

亀岡市新資料館(仮称)

整備基本構想に掲げら

れる理念を実現するた

めに、慎重な調査・検

討を重ね、建設場所の

選定を含めた基本計画

を策定すること、それ

ら調査・検討結果を適

宜議会に報告されたい。

【主な質疑】

【問】 社会的常識を逸

脱した行為とは。

【答】 詳細はマニユア

ルに定め、議会にも報

告する。

【問】 電話に録音機能

をつけてはどうか。

【答】 設備の変更が必

要であり、検討する。